

第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の状況及び 本市の取組みについて

令和2年2月27日

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部策定(厚生労働省)

1 現在の状況と基本方針の主旨

- ・現在、国内の複数地域で、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生している。
- ・一部地域では小規模患者クラスター(集団)が把握されている。
- ・感染の流行を終息させるためには、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要である。
- ・現在講じている対策と今後の状況の進展を見据え講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針とする。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

2 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていない。ただし、閉鎖空間においては、近距離で多くの人と会話する等一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクあり
- ・発熱や呼吸器症状が1週間持続する、強いだるさ(倦怠感)あり
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例が多い
- ・高齢者、基礎疾患を有する者が重症化するリスクが高い
- ・多くの事例では、感染者は周囲の人にほとんど感染させていないが、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例あり

新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

新型コロナウイルスの特徴

多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない

その一方で、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在し、一部の地域で小規模な患者クラスター（集団）が発生



対策の重点 = クラスター対策

クラスター（集団）発生の端緒を捉え、早期に対策を講ずることで、今後の感染拡大を遅らせる効果大

①患者クラスター発生の発見

医師の届出等から集団発生を早期に把握



②感染源・感染経路の探索

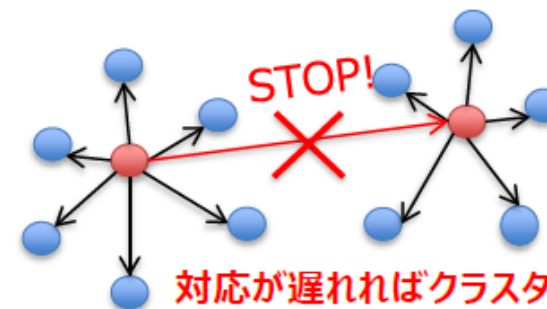
積極的疫学調査を実施し感染源等を同定



③感染拡大防止対策の実施

濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等
関係する施設の休業やイベントの自粛等の要請等

いかに早く、①クラスター発生を発見し、
③具体の対策に結びつけられるかが
感染拡大を抑え事態を収束させられるか、
大規模な感染拡大につながってしまうかの
分かれ目



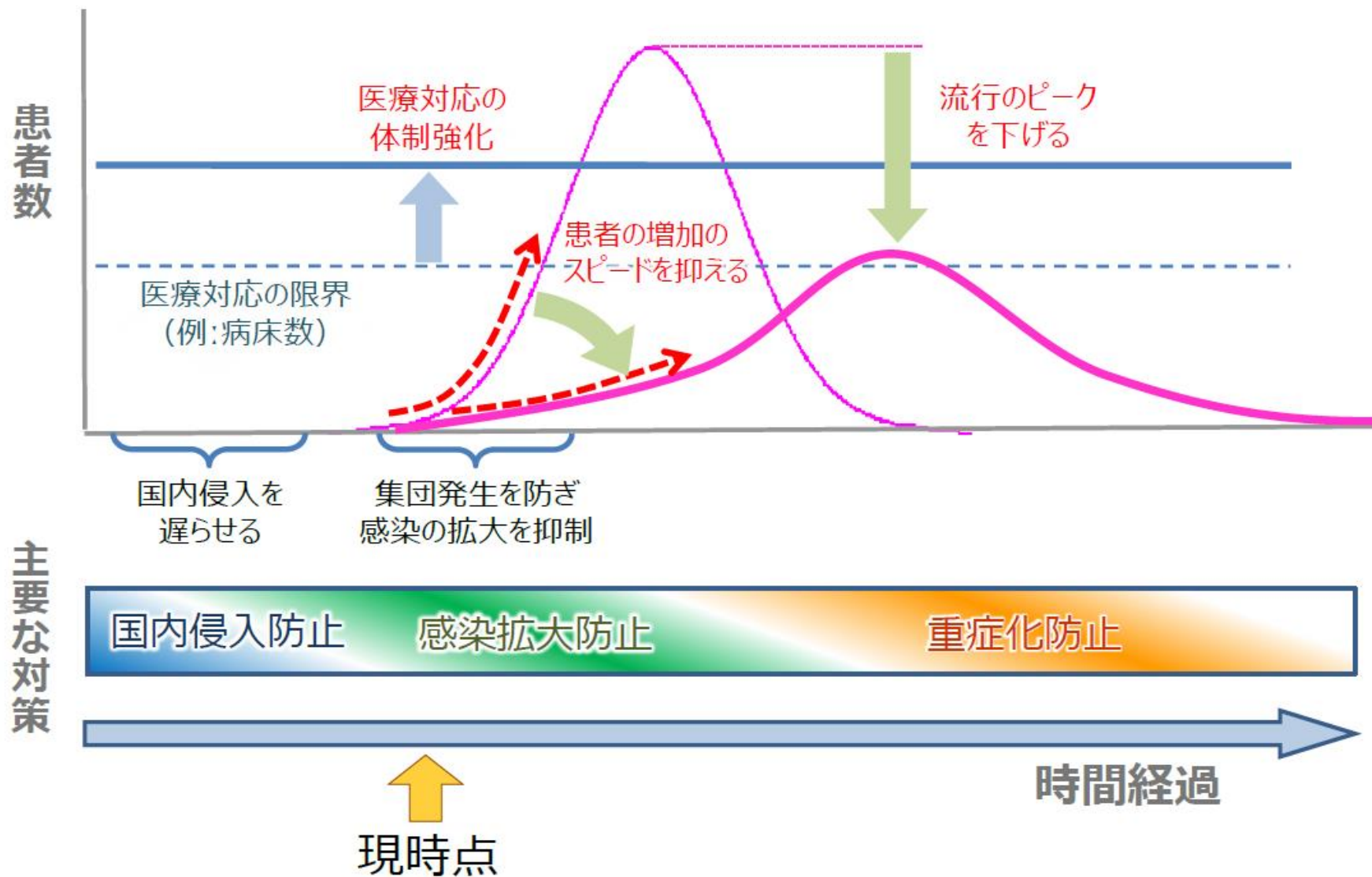
対応が遅ればクラスターの連鎖
（リンク）を生み、大規模な感染
拡大につながる

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

3 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策でまずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

新型コロナウイルス対策の目的（基本的な考え方）



1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

4 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
- ② 企業に対して発熱等の風邪症状がみられる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ 地域、企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するように要請する。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(2) 国内での感染状況の把握

【現行】

- ・感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、PCR検査を実施する。
- ・患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。

【今後】

- ・地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行する。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(3) 感染拡大防止策

【現行】 患者が発生した場合

- ① 感染症法に基づき濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。
患者クラスター(集団)が発生している恐れがある場合には、関係する施設の休業やイベントの自粛等を要請する。
- ② 高齢者施設における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(3) 感染拡大防止策

【今後】 地域で患者数が継続的に増えている状況

- ① 「積極的疫学調査、健康観察」の縮小、広く外出自粛の協力を求める。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(4) 医療提供体制

【現行】 新型コロナウイルスへの感染を疑う方

- ・帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ・感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来に誘導する。

【今後】 地域で患者数が大幅に増えた場合

- ・一般の医療機関で、診療時間や導線を区分する等の感染対策を講じた上で、重症化のおそれがある者のについては、円滑に入院医療につなげる。
- ・症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とする。(医療機関における感染の拡大を防ぐため)
- ・高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいため、早期・適切な受診につなげる。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(5) その他

- ・マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることがないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ・中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ・患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

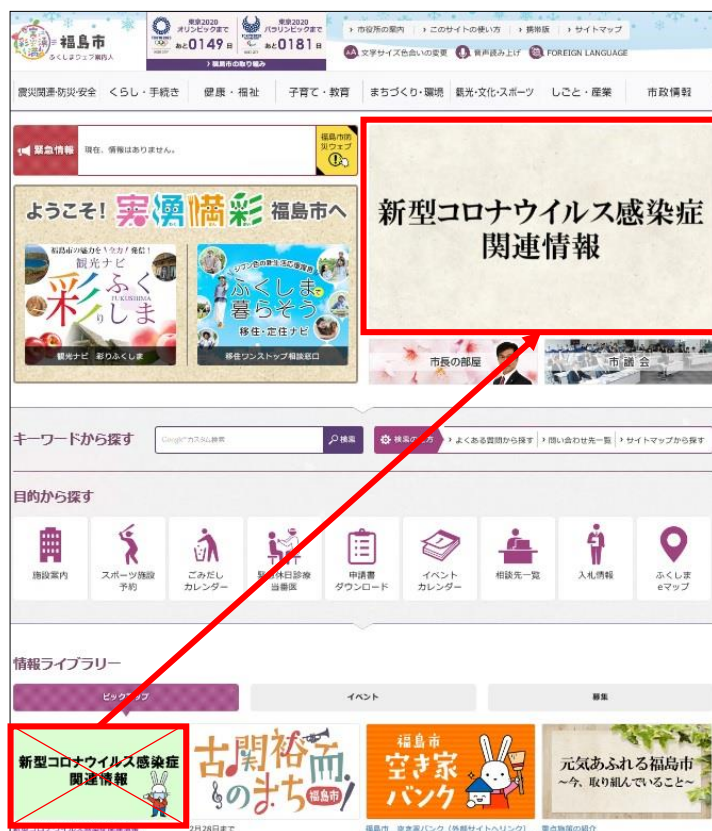
5 今後の進め方について

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた対策を講じる。

2 情報提供・注意喚起（予防対策）

ホームページの変更

① トップページの掲載場所



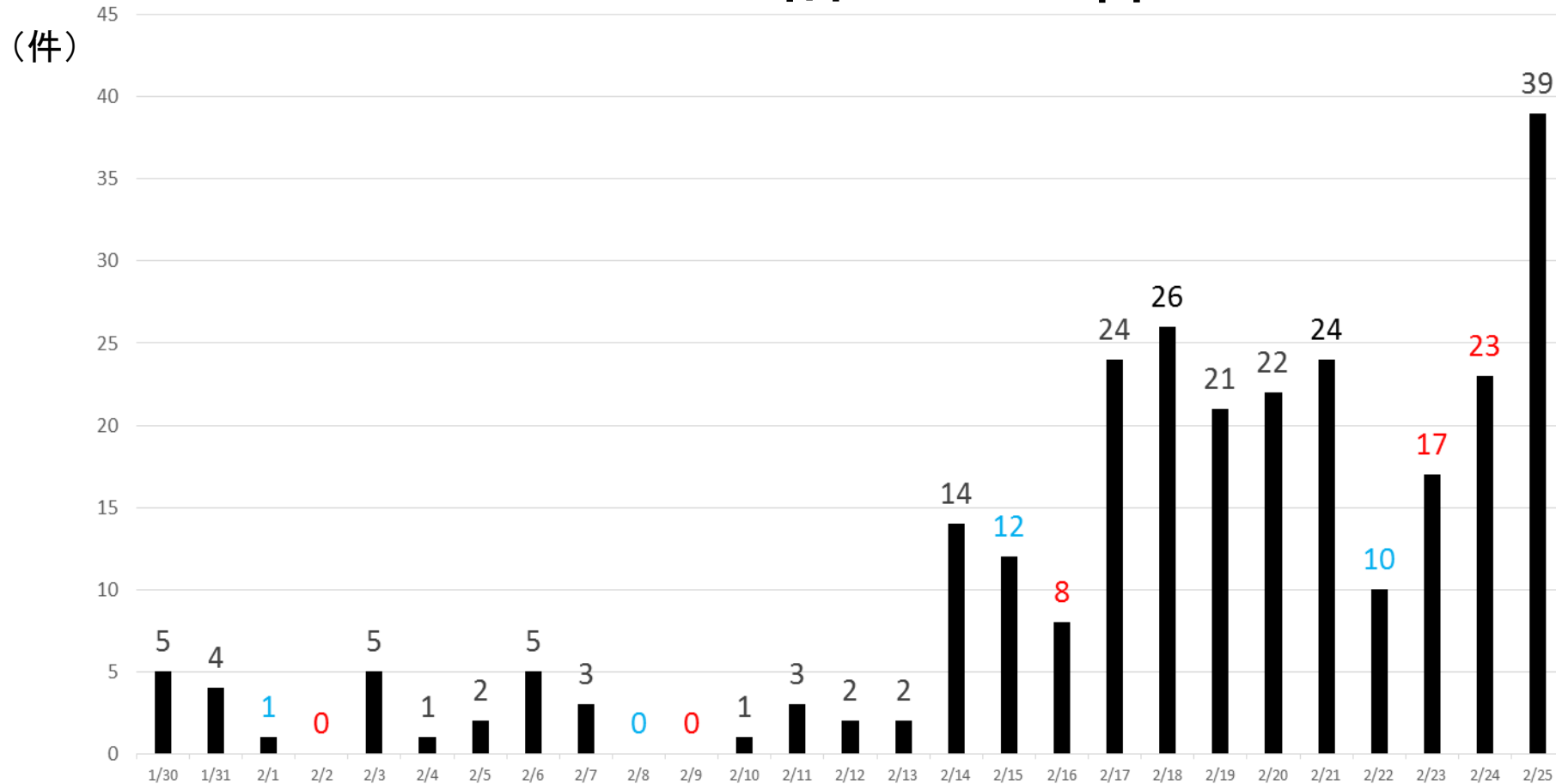
② インデックス機能の追加



3 相談状況

(1) 市民等からの相談対応状況

計 282件 (1月23日～)

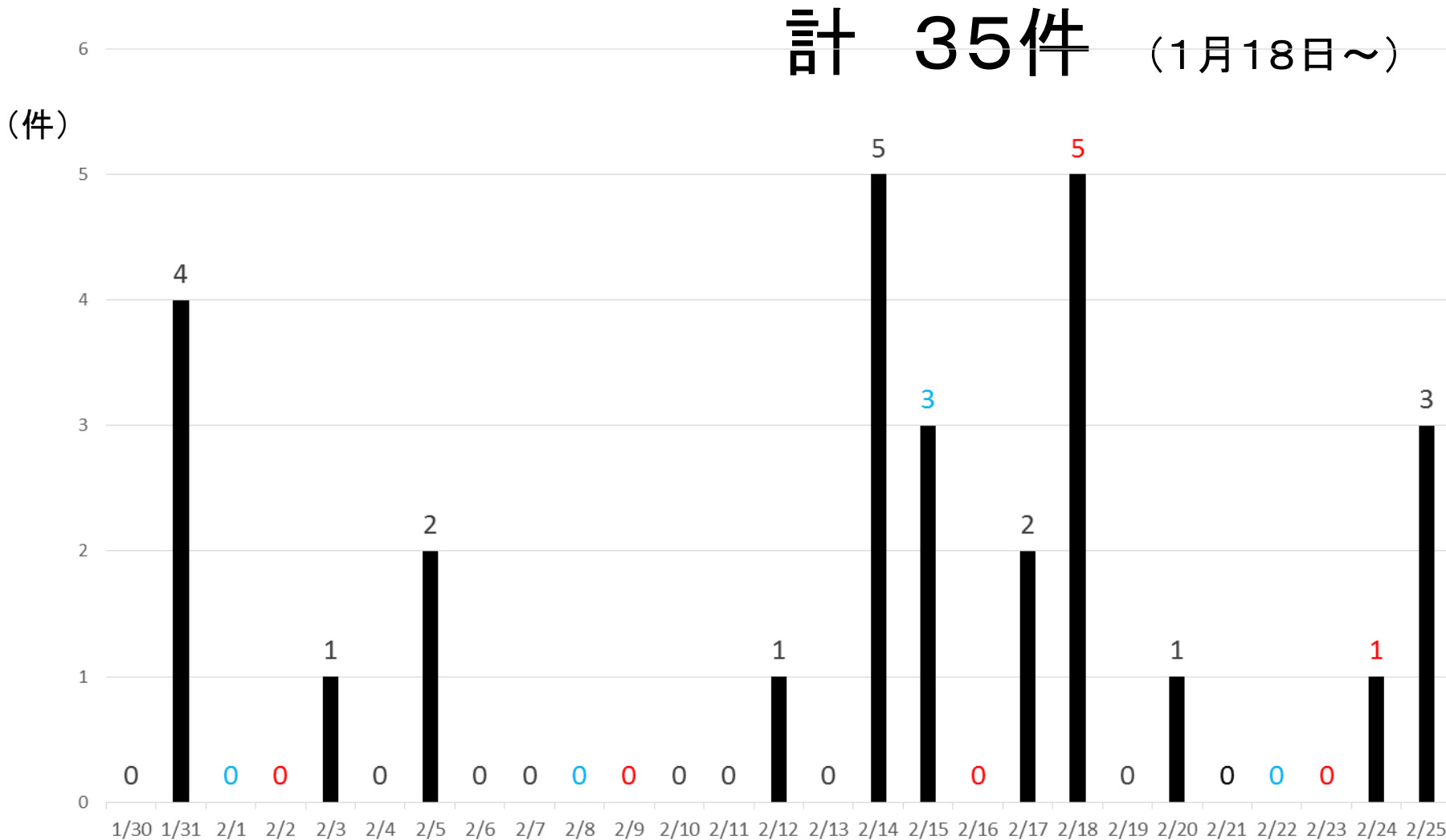


【主な相談内容】

- ・健康状態について
- ・受診について
- ・予防法
- ・検査について

3 相談状況

(2) 医療機関からの相談対応状況



【主な相談内容】

- ・検査について
- ・患者からの相談対応について
- ・院内感染対策について